

ローン契約規定及び関西みらい教育ローン《当座貸越タイプ》契約規定等一部改定のお知らせ

当社では、2023年4月3日より、りそなカード株式会社、オリックス・クレジット株式会社、株式会社オリエントコーポレーション保証のローン契約規定及び関西みらい教育ローン《当座貸越タイプ》契約規定等の一部を改定させていただきます。(一部商品を除きます。)同規定等改定後、新たにお取引を開始されるお客さまに対して適用させていただきます。同規定等改定前よりお取引いただいているお客さまに対しては適用いたしません。

(1)規定の改定内容、(2)対象となる規定については以下をご参照下さい。

(1) 規定の改定内容

<主な改定内容> (括弧内の記号は下表を参照)

- ローン契約規定の期限前の全額返済義務より「相続の開始」を削除(A)
- ローン契約規定の上記の削除に伴い、相続開始時における以下の定めを追加
 - ・届出事項等に関する定め(B)
- 関西みらい教育ローン《当座貸越タイプ》契約規定の「相続の開始」削除に伴い、以下の定めを追加
 - ・新規貸越の停止に関する定め(C)
 - ・返済の自動引落に関する定め(D)
 - ・減額・中止・解約等に関する定め(E)
 - ・届出事項等に関する定め(F)
- 保証委託契約規定の「相続の開始」削除に伴い、以下の定めを追加
 - ・求償権の事前行使に関する定め(G)

<改定内容の詳細>

- 下表のA～Gの各条項を削除・追加いたします。(取り消し線の条項を削除、下線の条項を追加)

記号	削除・追加を行う条項
A	<p>ローン契約規定</p> <p>第7条 (期限前の全額返済義務)</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくても、借主は本契約による債務全額について当然期限の利益を失い、ただちに本契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>⑦ 相続の開始があったとき。</p>
B	<p>第15条 (届出事項)</p> <p>1. 氏名、住所、指定預金口座の印鑑、電話番号、その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主はただちに銀行に書面で届け出るものとします。<u>また、借主に相続があった場合も同様とします。なお、届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。</u></p> <p>3. 第1項の規定に関わらず、本契約締結に関し専用インターネット申込サイトを通じて銀行に提供された住所、電話番号その他の事項が、過去銀行に届け出た事項と異なっていた場合には、借主は、当該事項について変更があったものとして銀行に対し変更を届け出たものとします。</p> <p><u>4. 借主について相続の開始の届出を銀行が受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとします。</u></p>
C	<p>カードローン契約規定</p> <p>第4条 新規貸越の停止</p> <p><u>4. 借主について相続の開始があった場合は、相続の開始の届出を銀行が受けた時点で直ちに新規貸越を停止することとし、以後は次によることとします。</u></p> <p><u>(1)相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、借主の銀行に対する貸越元利金(損害金を含む、以下同じ)がある場合には、貸越元利金は銀行が別に定める返済方法に切替えた上で分割して返済することとします。なお、同返済方法への切替えが完了するまでは本契約の効力は存続するものとし、同返済方法へ切替えた日に、本契約は当然に解約されるものとします。</u></p>

	<p><u>(2)相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、借主の銀行に対する貸越元利金(損害金を含む)がない場合は、同日に本契約は当然に解約されるものとします。</u></p>
D	<p>第7条 返済の自動引落</p> <p><u>5. 借主について相続の開始の届出を銀行が受けた場合は、本条に基づく自動引落は停止します。借主は、相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、銀行に対する貸越元利金がある場合には、他の方法で返済するものとし、遅延した場合は第9条第1項第1号が適用されるものとなります。なお、借主について相続の開始の届出を銀行が受けた後に、銀行所定の届出を行った場合は、前1項乃至第4項が適用されるものとします。</u></p>
E	<p>第11条 減額・中止・解約等</p> <p><u>1. 前2条各号の事由が生じた場合には、第3条にかかわらず、銀行からの通知・催告を要せず、銀行はいつでもこの契約を解約し、もしくはこの契約による貸越取引を中止し、また貸越極度額を減額することができるものとします。</u></p>
F	<p>第18条 届出事項等</p> <p><u>1. 氏名、住所、指定預金口座の印鑑、電話番号、その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主はただちに銀行に書面で届け出るものとします。また、借主に相続があった場合も同様とします。なお、届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。(省略)</u></p> <p><u>3. 第1項の規定に関わらず、本契約締結に関し専用インターネット申込サイトを通じて銀行に提供された住所、電話番号その他の事項が、過去銀行に届け出た事項と異なっていた場合には、借主は、当該事項について変更があったものとして銀行に対し変更を届け出たものとします。</u></p> <p><u>4. 借主について相続の開始の届出を銀行が受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとします。</u></p>
G	<p>保証委託契約規定</p> <p>第4条 (求償権の事前行使)</p> <p>1. 委託者は、保証会社の銀行に対する弁済前であっても下記各号の事由が生じたときは、保証会社からの通知、催告等がなくとも当然に保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償債務を負い、ただちに弁済します。</p> <p><u>(8)相続の開始があったとき、</u></p> <p><u>(9)第7条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</u></p>

(2)対象となる規定

○2023年4月3日以後に契約されたローンで、りそなカード株式会社、オリックス・クレジット株式会社、株式会社オリエントコーポレーション保証のもの。

(注1)2023年4月3日以前に契約された証書貸付ローン(無担保のもの)及び教育ローン《当座貸越タイプ》は対象外です。

(注2)該当する条項が記載されていない場合は、個別に確認させていただきます。

以上